

農業経営統計調査の審議を契機とする部会長メモ
(農林業センサスで設けられている個人経営体の区分の再検討について)

1. 農業経営統計調査の今回の変更の中では、調査の重点化を図るため、個人経営体に対する経営統計調査の調査票について、ロングフォームとショートフォームの二種類に分け、経営体の性格ごとに配り分けることが計画されています。
2. 当初の計画案における配り分けの基準として、農林業センサスで用いられている「主業経営体」、「準主業経営体」及び「副業的経営体」という区分（以下「3区分」といいます。）を使用することが予定されていましたが、審議において、この3区分の定義について見直しが必要との意見がありました。今後の改善に資するため、このメモにより記録にとどめることとしました。
3. 3区分は、農林業センサスにおけるクロス集計の指標の一つとして用いられているものですが、この定義・範囲については、次の表のとおりです。
注目すべきは、農業従事者が65歳以上になれば、農業所得の多寡にかかわらず、自動的に副業的経営体として区分されてしまうということです。

表 個人経営体の区分

区分に用いる指標		経営体の所得全体に占める農業所得の比率	
		50%以上	50%未満
自営農業に60日以上従事している	いる	主業経営体	準主業経営体
65歳未満の世帯員	いない	副業的経営体	

4. 2015年の農林業センサスの結果を用いて、農産物販売金額の階級別に3区分の経営体数をまとめたものが別紙1及び別紙2ですが、副業的経営体の中にも農産物販売金額が1,000万円以上のものが無視できない程度に存在し、販売金額の全ての階級において、副業的経営体の数が、準主業経営体の数よりも多いという状況がみられました。
つまり、副業的経営体と区分される経営体であっても、農業の中核的な「担い手」である存在が少なくないと考えられます。
5. 65歳を区分に当たっての指標としていることについて、農林水産省からは、人口統計における一般的な区分である「生産年齢人口」の上限が65歳未満であり、国際比較上も有益である旨の説明をいただきました。しかし、上記のような実態を踏まえると、規模の大きな経営体について、農業従事者が65歳以上であるという理由だけで、「副業的経営体」という、あたかも「担い手」の中核ではないかのような響きのあるカテゴリーに

区分されることには違和感があり、統計の利用者に対しても誤解を与えかねないという懸念を持ちました。

6. 現状の3区分は、1995年の農林業センサスから用いられているものとのことですが、区分設定から既に四半世紀以上を経過しており、その間、農業経営体の構造にも変化が生じていると考えられます。

7. このような状況を踏まえ、次回の農林業センサス（2025年実施）の計画策定に向けて、この3区分について、

- ① 「副業的経営体」など、区分の名称は適切か。
- ② 年齢（65歳）を区分の指標として用いることが適切なのか。
- ③ 3区分を継続する場合も、現状とは異なるより適切な指標を用いることはできないか。

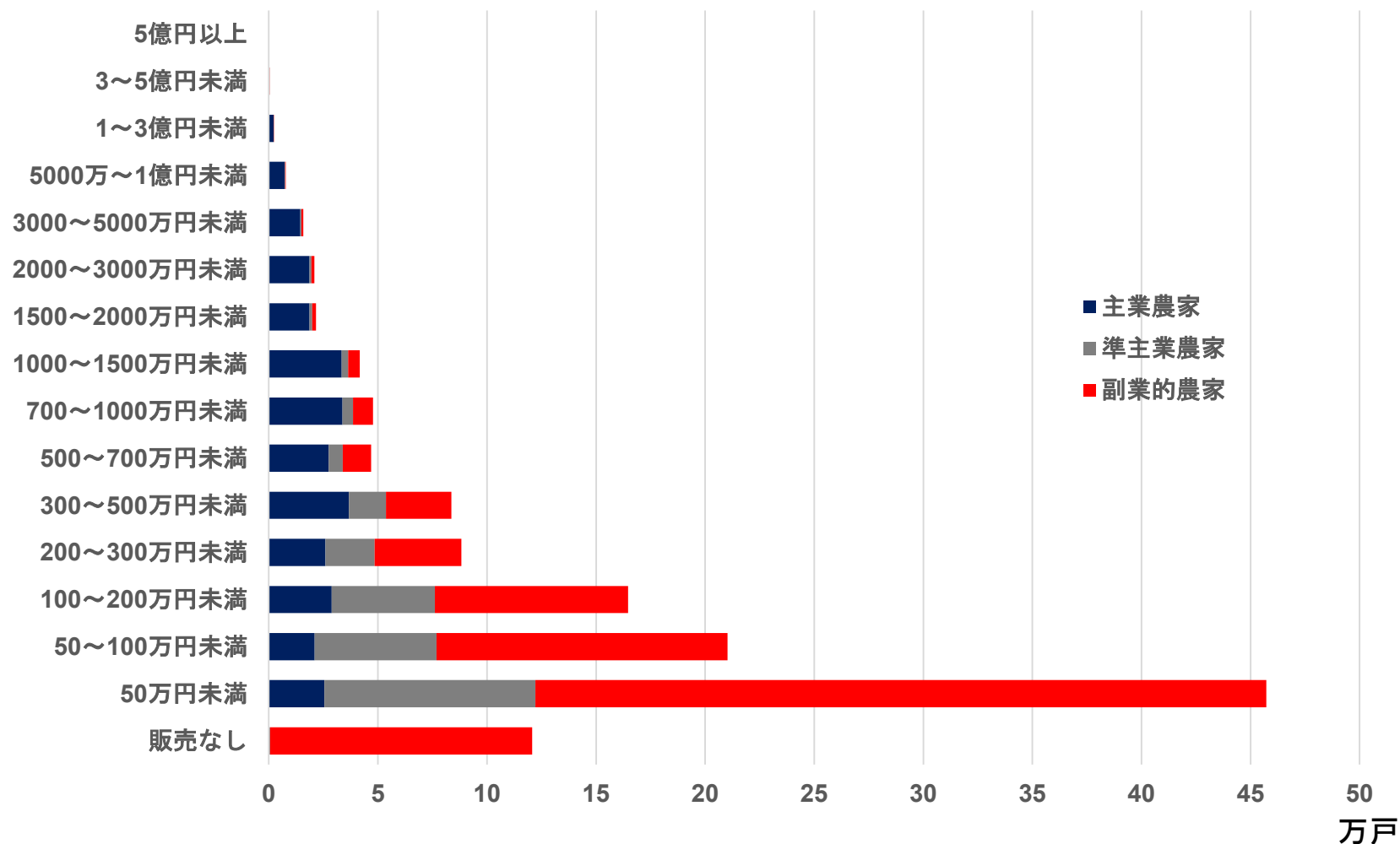
などの観点から再検討を行う必要があると考えます。

このメモで示した問題意識も踏まえつつ、担当部局において将来的な統計改善を検討されることを希望します。

令和3年7月●日

産業統計部会長
川崎 茂

【別紙 1】 農産物販売金額別にみた主副業別農家の構成（2015）



【別紙 2】 農産物販売金額別にみた主副業別農家の構成（2015） 農産物販売金額が1000万円以上の農家

